

厚生労働省神奈川労働局発表
令和元年5月28日

担 当	神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課長 河野 治子 雇用環境改善・均等推進指導官 奥町 由美子 電話 045-211-7357
--------	--

神奈川労働局長から感謝状を贈呈します

県内企業の働き方改革取組推進に積極的に取り組んだ金融機関に感謝状を贈呈！

神奈川労働局（局長 荻原 俊輔）は、平成29年度神奈川労働局と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結した金融機関のうち、神奈川労働局と連携し県内企業に対する働き方改革を積極的に推進した機関に対し、その労をねぎらい、感謝の意を表すこととし、以下のとおり感謝状贈呈式を行います。

感謝状贈呈式

※撮影可

【日 時】令和元年5月31日（金）14：30～（45分程度）

【場 所】横浜第二合同庁舎 共用第4会議室

（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎1階）

【被贈呈者】

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 大矢 恭好

株式会社神奈川銀行 取締役頭取 三村 智之

横浜信用金庫 理事長 大前 茂

添付資料 <資料1> 被贈呈者の取組概要

<資料2> 「働き方改革に係る包括連携に関する協定」について

被贈呈者の取組概要

神奈川県労働局との包括連携協定締結日から平成31年3月末日までの主な取組は以下のとおり。

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取 大矢 恭好
包括連携協定締結日：平成29年12月19日

- ① 働き方改革について事業主向け説明会や営業活動のための行員向け説明会を複数回実施。
- ② 神奈川県労働局の助成金等の中小企業支援策を掲載した行員向けニュースを毎月発行し、取引先企業に持参し周知。
- ③ 取引先企業に神奈川県働き方改革推進支援センターを紹介し、センターの企業訪問による相談支援のための企業面談にも同席。

株式会社神奈川銀行 取締役頭取 三村 智之
包括連携協定締結日：平成30年1月22日

- ① 働き方改革関連法説明会（平成31年2月7日、神奈川県労働局と各金融機関の共催により実施）広報用チラシ案の作成、説明会当日の参加者対応に協力、参加者約1600社のうち76社を集客。
- ② 神奈川県働き方改革推進支援センターと連携した働き方改革セミナーを2回実施。
- ③ 労働基準監督署労働時間相談・支援班の無料相談、神奈川県働き方改革推進支援センターの無料相談の広報に係る一体チラシの作成協力、取引先企業へ利用を勧奨。

横浜信用金庫 理事長 大前 茂
包括連携協定締結日：平成30年1月17日
(協定は神奈川県信用金庫協会と締結)

- ① 働き方改革について事業主向け説明会を複数回実施。
- ② 経営支援にかかる内部サイトに働き方改革に係る説明会の案内を発信し、店頭や渉外と連携した周知活動を展開。
- ③ 神奈川県働き方改革推進支援センターの企業訪問による相談支援に、取引先企業30社を取り次ぎ。

※ 神奈川県働き方改革推進支援センターとは

神奈川県労働局の委託事業として、働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援するため、電話等による個別相談、企業訪問による相談支援、出張相談会、事業主向けセミナー等を行っています。平成30年度より神奈川県中小企業団体中央会が受託しています。

「働き方改革に係る包括連携に関する協定」について

1. 背景

働き方改革は労働の質を高めることを通じて労働生産性の向上に寄与する一方、持続的な働き方改革を進めるためにも労働生産性の向上が必要であることから、働き方改革と労働生産性の向上は車の両輪のように進めていくことが肝要である。

これまで労働行政では、企業の労働生産性向上を促進するための取組みについてはあまり取り上げてこなかったが、地場産業に対する知見・情報を有する地域金融機関との連携を図ることにより、労働関係助成金を始めとする労働施策を効果的に活用することができれば地域企業の労働生産性向上を加速化し、働き方改革の円滑化に寄与することが期待できると考え、平成29年度に株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行、神奈川県信用金庫協会（横浜信用金庫、かながわ信用金庫、湘南信用金庫、川崎信用金庫、平塚信用金庫、さがみ信用金庫、中栄信用金庫、中南信用金庫）、城南信用金庫と包括連携協定を締結した。

さらに、平成30年度は労務管理の専門家である社会保険労務士に働き方改革に関する情報を提供することにより、働き方改革の導入が難しい中小・小規模事業者に対する取組支援ができると考え、神奈川県社会保険労務士会と包括連携協定を締結した。

2. 目的

神奈川労働局と地域金融機関、神奈川県社会保険労務士会がパートナーとして、対話を通じて密接に連携することにより、神奈川県内の労働者の働き方改革及び地域振興等を推進すること。

3. 連携事項

- (1) 労働生産性の向上に関すること。
- (2) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- (3) 多様な働き方に関すること。
- (4) 雇用の促進及び安定に関すること。
- (5) 人材育成に関すること。
- (6) 神奈川労働局の施策のPRに関すること。
- (7) その他、両者連携の目的に沿うこと。

4. 期待される効果

神奈川労働局は、地域金融機関の経営サポート機能や取引先企業とのネットワークを活用することにより、また神奈川県社会保険労務士会に働き方改革に関する情報を提供することにより、中小・小規模事業者に必要な各種支援策や労働関係施策を提供することができる。

地域金融機関・神奈川県社会保険労務士会は、取引先・顧客企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながるアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができる。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域振興の推進を図ることができる。